

# 認定こども園なかよしの各種手続き

- 提出先 福祉課子育て支援係（保健センター） 電話69-2100
- 受付期間 令和5年12月1日（金）から12月15日（金）まで（土日以外）
- 各種様式の配布場所 福祉課子育て支援係（保健センター）

浦臼町ホームページからダウンロードして印刷

※11月中から配布しています。

※書類の作成には時間を要することがありますので、提出までの時間を考慮のうえ準備願います。



## 【令和6年4月から新規に利用希望する方】

令和6年4月から浦臼町認定こども園なかよしを新規に利用希望する方は申請書を提出してください。  
なお、希望者多数の場合は利用出来ない可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

### ◇募集人数（予定）

0歳～3名 1歳・2歳～若干名 3歳以上（1号・2号）～若干名

### ◇提出書類

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定兼利用申請書
- ②就労証明書（保育を必要とされる方のみ提出。令和5年12月1日以降に証明されたもの）
- ③就労以外の事由の場合、その事由を証明する書類
- ④エントリーシート（令和6年4月1日までに浦臼町に転入予定の方）

## 【2号・3号の在籍児童は現況届を提出してください】

2号・3号の在籍児童の保護者は、保育を必要とする事由に該当していることを確認する必要がありますので、現況届を提出してください。

### ◇対象児童

令和5年12月1日時点で浦臼町認定こども園なかよしに在籍する2号・3号認定児童（※現在5歳児（らいおん組）と町外から通園している児童は対象外です。）

### ◇提出書類

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等現況届
- ②就労証明書（令和5年12月1日以降に証明されたもの）
- ③就労以外の事由の場合、その他保育が必要なことを証明する書類

## 【1号→2号（保育利用）へ変更する方】

現在1号の在籍児童で、令和6年1月から4月末までの間に保育を必要とする2号認定に変更予定の方は、変更申請書を提出してください。

### ◇提出書類

- ①支給認定変更申請書
- ②就労証明書（令和5年12月1日以降に証明されたもの）
- ③就労以外の事由の場合、その他保育が必要なことを証明する書類

### 【参考】

- ・1号認定（教育標準時間認定）～満3歳以上の未就学児童で、保育を必要としない幼稚園等で教育を希望。
- ・2号認定（満3歳以上・保育認定）～満3歳以上で、保護者の就労や疾病等により保育が必要。
- ・3号認定（満3歳未満・保育認定）～満3歳未満で、保護者の就労や疾病等により保育が必要。

# 北海道地域防災マスター認定講習

地震・台風などの自然災害の発生を防ぐことはできませんが、日ごろから災害に対する対策や心構えを身につけることで被害を最小限に抑えることができます。そのため、平常時にはこうした取組により災害に備え、災害時には自ら身の安全を守るよう行動することが大切です。

北海道では防災に対する心構えなどを多くの方に知っていただくため、ボランティアにより地域の防災活動に取り組んでいただいたり、災害時には地域の防災リーダーとして活躍いただく「北海道地域防災マスター」の育成に取り組んでいます。

北海道地域防災マスターに認定されるためには、認定講習の受講が必要となりますので、次のとおり空知会場で開催する認定講習の実施日程をお知らせします（なお、認定講習の受講料は無料です）。

## ■対象（空知総合振興局管内）

防災経験がある警察、消防、自衛隊、市町村、道、開発局、気象台などの現職・OBをはじめ、防災士や自主防災組織・町内会の役員など地域で防災活動に取り組んでいる方もご応募いただけます。

## ■地域防災マスターとしての活動

これまでの経験を生かし、積極的に防災活動を行っていただくほか、地域での防災活動に対する指導や防災訓練への参加など防災リーダーとして活動いただけます。

## ■北海道地域防災マスター認定研修会

- ・指導者向け防災講座
  - ・災害図上訓練（D I G）
  - ・応急救護
- などを受講していただきます。



## ■開催日時・場所・募集期間

開催日：12月6日（水）

時間：10時30分～16時30分

開催場所：役場3階 あかねホール

定員：50名程度

※受付は申込み順とし、定員に達し次第受付を終了し、その旨ホームページでお知らせします。



## ■応募先（電子メールまたはFAXでご応募ください。）

北海道空知総合振興局地域創生部危機対策室 FAX：0126-25-8144

電子メールアドレス sorachi.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp

# オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

こども家庭庁では毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動などに集中的に取り組みます。(平成16年度から令和4年度までは厚生労働省において「児童虐待防止推進月間」として実施していました。)

## 【オレンジリボンとは】

子ども虐待を防止するというメッセージが込められているシンボルマークです。

## 【児童虐待とは？】

- **身体的虐待** ～ 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- **性的虐待** ～ 子どもに性的行為を求める、性的行為を見せる、性的な写真の被写体にする など
- **ネグレクト** ～ 病院につれていけない、食事を与えない、置き去りにする、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する など
- **心理的虐待** ～ 「生まれてこなければよかった」などの言葉の暴力、きょうだい間での差別、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV） など

## 【児童虐待かも？と思ったら…】

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」に電話をしてください。発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所に転送されます。通話料は無料です。匿名で電話でき、電話をした人やその内容に関する秘密は守られます。虐待の連絡だけではなく、自分の育児の悩みを相談することもできます。

## 令和5年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」標語募集 最優秀作品

あなたしか 気づいてないかも そのサイン

## 【児童虐待に関する相談先】

- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル 電話：189（通話料無料）
- ・ 岩見沢児童相談所 電話：0126-22-1119
- ・ 親子のための相談LINE
- ・ 福祉課子育て支援係（保健センター） 電話：69-2100

情報提供や相談を!! / いちはやく  
**まずは連絡 189**  
匿名可能 通話無料 秘密厳守

## ハラスメント、いじめなどに困っていませんか！

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別など、「自分の悩みは人権侵害かも？」と思ったら、一人で悩まず、気軽に法務局までご相談ください。秘密は守ります。相談は無料です。

### 様々な人権問題の電話による相談

みんなの人権110番  
0570-003-110

### いじめ・虐待などこどもの人権問題

こどもの人権110番  
0120-007-110

### セクハラ・家庭内暴力など女性の人権問題

女性の人権ホットライン  
0570-070-810

### LINEじんけん相談

検索IDから公式アカウント「SNS人権相談」  
を友だち登録して相談できます。  
アカウント名：「SNS人権相談」  
検索ID：@snsjinkensoudan

有料広告

あなたの悩みに  
コタエを出します

面談電話 **完全無料**  
相談予約ダイヤル **0125-22-8373**  
平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

気軽に  
電話で相談 **011-281-8686** 1回15分 相談無料

ハロー弁護士相談 月~金曜日10:00~16:00(祝日・年末年始は除く)

※掲載の時間や相談方法は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 中空知法律相談センター